

防音改築関係など

一般会計補正予算を議決

十二月定例議会は昨年十二月十七日から十九日の三日間の会期で開かれ、五十二年度一般会計予算の二回目の補正など二議案が議決されたほか、五十一年度一般会計、特別会計の決算が認定されました。

〈主な議案とその内容〉

▼横芝町映画上映に関する取締条例を廃止する条例制定について
○当条例は昭和三十年に制定されたもので、昭和四十五年十月一日に制定された八日市場市外三町消防組合（八日市場市、横芝町、光町、野柴町）火災予防条例において制定されているので、廃止となったものです。

▼五十二年度横芝町一般会計補正予算議定について
○第二回目の補正は町税、地方交付税を主な財源に、第一保育所の防音改築設計料、下水溝整備工事、その他の所要経費について二、三六四万五千円の追加更正を行いました。横芝中学校の防音改築事業費、山武水道企業団の水道管理設工事の遅れによる舗装修繕工事費が四、二七五万一千円減額され



たため、補正総額一、九一〇万六千円の減となり、歳入歳出予算総額では十八億四、四一二万五千円となりました。

▼昭和五十一年度横芝町一般会計決算認定について
○五十一年度一般会計の決算収支は、歳入総額十二億九、七〇二万四千円、歳出総額十二億二、七一九万三千円、歳入歳出差引額六、九八三万一千円、また特別会計の決算収支は歳入総額三億八、一四九万八千円、歳出総額三億三、二

六九万二千円、歳入歳出差引額は四、八八〇万六千円となり、いずれも黒字決算で健全財政を維持したものと認定されました。

一月臨時議会

一月臨時議会は、十七日に開かれ、町から五十二年度の補正予算、特別職、一般職の報酬・給与・旅費等の改正など十議案が提案され、審議の結果、それぞれ可決されました。

特別職・一般職の給与を改定

〈主な議案とその内容〉

▼議会議員、特別職、教育長の報酬・給与等の改正
町長 四二万円（三八万円）
助役 三四万円（三一万円）
収入役 三一万五千円（二六万円）
教育長 三〇万円（二七万円）
議長 十三万円（十二万円）
副議長 十一万円（十万円）
議員 十万円（九万円）

この外に、期末手当の支給率の引上げが併せて行なわれました。山武郡内の特別職の報酬等の改定状況は別表のとおりです。

※（ ）内は改定前の額

山武郡内町村の特別職報酬等の状況

(月額報酬単位千円)

	大網白里町	成東町	九十九里町	横芝町	松尾町	山武町	芝山町	蓮沼村
報酬等	町村長	435	430	425	420	410	410	350
	助役	355	353	345	340	320	320	280
	収入役	318	318	315	315	290	285	260
	教育長	295	295	290	300	280	272	240
	議長	140	135	130	130	123	115	105
	副議長	123	110	110	110	100	96	85
	議員	117	100	100	100	95	89	78
人口 (52.12.1現在)	24,782	19,728	18,426	13,813	10,504	9,139	8,194	4,919

▼一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
人事院の勧告に基づく国家公務員給与改定を通じて、一般職の職員の給与を昨年四月にさかのぼり改定するものです。

なお、この改正と併せて、扶養手当・住居手当・通勤手当の引上げが行われました。

▼五十二年度一般会計補正予算議定について
今年度三度目の補正予算は、歳入歳出予算の総額に二二億七千万円を追加し、総額十八億四、六四四万二千円とするもので、町税、県支出金を主な財源として、報酬給与改定に伴う人件費・その他所要経費の追加更正を行ったものです。